

豊島区公式 X（旧 Twitter）アカウント運用要綱

2 豊政広発第 312 号

政策経営部長決定

制定 令和 2 年 8 月 1 日

改正 令和 3 年 5 月 1 日

改正 令和 6 年 3 月 1 日

（目的）

第 1 条

この要綱は、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、豊島区（以下、「区」という。）が開設する区公式 X（旧 Twitter）（以下「本アカウント」という）を利用者への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条

この要綱において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) X（旧 Twitter）：米国 X 社（X Corp.）の提供するソーシャルメディアサービスで、インターネットを利用し、140 字以内の短い文章を、不特定多数の利用者と共有するサービスをいう。
- (2) 公式 X（旧 Twitter）：区が設置・運用するための X（旧 Twitter）をいう。
- (3) アカウント：X（旧 Twitter）を利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 利用者：本アカウントの利用者をいう。
- (5) ポスト：X（旧 Twitter）に文章を投稿すること及び投稿された文章のことをいう。
- (6) リプライ：他ユーザーのポストに返信することをいう。
- (7) リポスト：他ユーザーのポストを引用して投稿することをいう。
- (8) フォロー：他ユーザーのポストや情報を受信できるように、アカウントを登録することをいう。
- (9) いいね：他ユーザーのポストに対して好意的な気持ちを表示することをいう。
- (10) コメント：本アカウントの投稿に対して利用者が、意見、アドバイスを言い、コミュニケーションをはかることをいう。

（運用主体）

第 3 条

本アカウントの運用主体は区とし、ユーザー名は@city_toshima とする。

（運用主体の明示）

第 4 条

区は、なりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運用主体として本アカウント名を区公式

ホームページに明示する。

(運用主体及び発信内容等の明示)

第5条

運用主体、発信する内容等については、本アカウントのプロフィール欄に明示する。

(区公式 X (旧 Twitter) 運用管理者)

第6条

本アカウントの活用により、迅速かつ的確な情報発信を積極的に行うために、区公式 X (旧 Twitter) 運用管理者 (以下「運用管理者」という。) を置く。

2 運用管理者は、政策経営部広報課長をもって充てる。

3 運用管理者は、次に掲げる業務を行なう。

(1) 本アカウントに関する投稿ルールなど運用マニュアルの策定。

(2) コンテンツ作成に関する調整。

(区公式 X (旧 Twitter) 情報管理者)

第7条

本アカウントに掲載するコンテンツの充実を図り、適正に管理するために、区公式 X (旧 Twitter) 情報管理者 (以下「情報管理者」という。) を置く。

2 情報管理者は、課または所の課長または所長をもって充てる。

3 情報管理者は、次に掲げる業務を行なう。

(1) 所管事務のコンテンツの作成、更新、削除。

(2) 所管事務のコンテンツに対する閲覧者からの問い合わせ対応。

(3) 他団体、個人とのリンクに関する許諾及びリンク先ホームページの掲載内容の点検。

4 情報管理者は、所管する事務の区ホームページを活用した情報提供に取り組まなければならない。

5 情報管理者は、コンテンツの作成等にあたり、別に定める運用基準を遵守しなければならない。

(掲載内容)

第8条

本アカウントにより区民等に発信する情報は次のとおりとする。

(1) 区のイベント情報や新たな施策、区の魅力を感じられる情報のうち、広く区民等に周知すべき情報。

(2) 区民の生命・安全に影響を及ぼす恐れのある災害等に関する情報。

(3) その他、情報管理者と運用管理者が協議の上適当と認める情報。

(投稿方法)

第9条

本アカウントを運用するにあたり、投稿は原則として運用管理者の判断を必要とする。ただし、X（旧 Twitter）の特性や情報発信の即時性を考慮し、緊急の場合や事前に判断を得ている場合は、この限りではない。

2 投稿した内容に誤りがあった場合は、ただちに当該投稿を削除するとともに、訂正した内容を改めて投稿する。

3 本アカウントは発信のみを行い、原則として他のユーザーへのフォロー、リプライやいいね等を行わない。また、ダイレクトメッセージによる問い合わせ等の返信も行わない。ただし本アカウントは、国や地方自治体、関連施設及び運用管理者が必要と認めるアカウントに限り、必要に応じて、いいね及びリポストを行う。

（投稿禁止情報）

第10条

利用者は、本アカウントの利用に際して、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に定めるもののほか、次に掲げる内容のコメントを行ってはならないものとする。また運用管理者は、投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、当該利用者に対し予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (3) 他のユーザーまたは第三者等になりすますもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンクへ誘導するもの

（免責事項）

第11条

この要綱は、利用者への事前予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

（その他）

第12条

この要綱に定めがない事項については、運用管理者と協議の上決定するものとする。

附則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。